

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	御杖村

御杖村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 御杖村 産業建設課
所在地 御杖村大字菅野 368 番地
電話番号 0745-95-2001 (代)
FAX番号 0745-95-6800
メールアドレス sanken@vill.mitsue.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	<u>ニホンジカ、イノシシ</u>
計画期間	<u>令和 4 年度 ~ 令和 6 年度</u>
対象地域	奈良県宇陀郡御杖村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和 2 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額（千円）	被害面積（a）
<u>ニホンジカ</u>	水稲	181	43
<u>イノシシ</u>	水稲	296	86

(2) 被害の傾向

<p>【ニホンジカ】 強風等による既設侵入防止柵の破損箇所から農地への侵入を許すこともあり被害が生じている。 主な被害は植付直後の水稲苗及び定植直後の野菜の幼苗への食害の他踏み荒らしによるものがある。</p> <p>【イノシシ】 農作物被害として、水稲や野菜の食害や踏み荒らしは依然として発生している。また農業被害以外にも、掘り起こしによる道路の法面及び路肩の崩壊が確認されている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 6 年度）
被害金額（千円）	477	<u>380</u>
被害面積（a）	129	100

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○捕獲体制の整備 (一社)奈良県猟友会御杖支部会員を「御杖村鳥獣被害対策実施隊(対象鳥獣捕獲員)」に任命、国、県補助を活用し捕獲経費の助成を行いながら、年間を通じて有害鳥獣の捕獲を実施している。 また、新規捕獲従事者確保のため狩猟免許取得に関する情報提供(広報)及び新規第一種銃猟免許取得者に対する取得経費助成を実施している。</p> <p>○捕獲機材の導入 鳥獣害防止総合対策交付金等により導入した箱わなを地域住民からの要望も考慮して村内に配置し、実施隊員(対象鳥獣捕獲員)に管理・捕獲を依頼し、ニホンジカ、イノシシの捕獲体制の強化に努める。</p>	<p>○捕獲体制の整備 これまでの免許取得助成等の取組により免許取得者及び猟友会への新規加入等の成果は表れているが、捕獲従事者の高齢化に伴い、数年後には捕獲従事者の減少が予測されるため、今後も継続的な人材確保の取組が必要である。</p> <p>○捕獲機材の導入 今後、高齢化に伴う捕獲従事者の減少が懸念される中、更なる効率的な捕獲を推進するため、今後も継続的な人材確保の取組をすすめ、捕獲体制の強化に取り組む必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣害防止総合対策交付金等の活用により、ニホンジカ、イノシシ侵入防止柵の整備を行っている。 また、村単独で小規模農地を対象とした侵入防止柵設置助成制度を創設、金網柵等資材購入費を対象に助成を実施している。</p>	<p>侵入防止柵の破損等による防除効果の低下が懸念されるため、補修を行っていくことが必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>侵入防止柵周辺の緩衝帯整備を実施</p>	<p>緩衝帯整備は多くの労働力を伴うため集落営農活動等、地域活動と連携し取り組んでいく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

○捕獲については・・・

猟友会の協力のもと引き続き実施するとともに、狩猟者の技術向上を図るため、従前までの捕獲機材に加え、ICT技術を活用した捕獲機材の導入を推奨し効率的な捕獲を目指す。

また、新規捕獲従事者確保のため、狩猟免許取得に関する情報提供（広報）及び新規第一種銃猟免許取得者に対する取得経費助成を継続するとともに、地域おこし協力隊や新規就農者等、今後、獣害被害を受ける可能性のある者に対して直接的な呼びかけを行い、（一社）奈良県猟友会が行う狩猟免許取得事前講習会への参加を推進する。

○被害防止については・・・

既設の侵入防止柵の補修等、適切な管理を行うとともに、緩衝帯整備、放任果樹等の撤去等防除効果の持続及び捕獲と一体となった取り組みを進める。

また、侵入防止柵未設置農地（小規模農地）を対象に金網柵設置に係る資材購入経費助成を行い、村内全域における被害防除を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲活動については、狩猟免許及び捕獲に対する特段の知識と経験が必要であることから、本村鳥獣被害対策実施隊のうち、対象鳥獣捕獲員として任命している（一社）奈良県猟友会御杖支部会員が担う。

尚、村は、村内の被害状況の把握に努め捕獲目標を設定し地域住民からの要望も考慮して捕獲檻の配置を計画する。

また、地域住民等からの有害鳥獣に関する情報窓口として、（一社）奈良県猟友会御杖支部に対して情報提供を行うとともに捕獲鳥獣を処理する際のサポートを行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	ニホンジカ イノシシ	被害地域住民と（一社）奈良県猟友会御杖支部が連携して、箱わなやICT技術を活用した捕獲機材の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟者の確保、育成のため、（一社）奈良県猟友会が行う狩猟免許取得事前講習会への参加を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【ニホンジカ】</p> <p>奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次）により、県内の年間目標捕獲頭数を達成すべく捕獲を行う。被害軽減に取り組む必要があるため過去の捕獲実績を考慮し、捕獲計画数を450頭とする。 【令和元年度:356頭、令和2年度:336頭、令和3年度:400頭（見込）】</p> <p>【イノシシ】</p> <p>奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）により、県内の年間目標捕獲頭数を達成すべく捕獲を行う。令和2年度の豚熱感染野生イノシシの確認後捕獲頭数は減少したが、引き続き捕獲に取り組む必要があるため、捕獲計画数を100頭とする。 【令和元年度:66頭、令和2年度:68頭、令和3年度:20頭（見込）】</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<u>ニホンジカ</u>	450頭	450頭	450頭
<u>イノシシ</u>	100頭	100頭	100頭

捕獲等の取組内容
<p>村内全域において1年を通し、銃、わな猟による有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>尚、<u>ニホンジカ</u>、<u>イノシシ</u>については、銃、わなだけでなく、ICT技術を活用した囲いわなによる捕獲を検討する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ イノシシ	侵入防止柵未設置農地（小規模農地）を対象に金網柵設置に係る資材購入経費助成を行い、村内全域における被害防除を推進する。		

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設侵入防止柵の維持管理 ・ 鳥獣被害対策実施隊・猟友会による追い払い ・ 住民等による動物駆逐用煙火等での追い払い

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

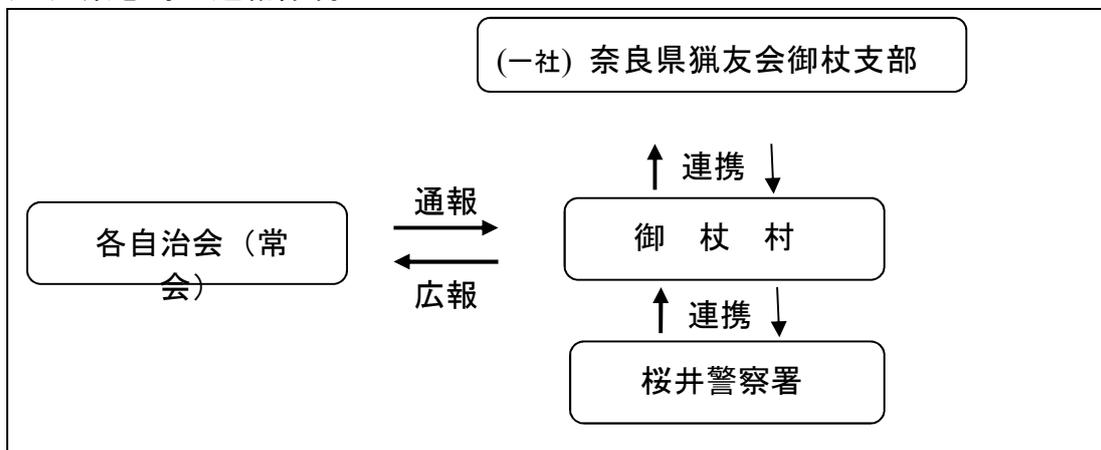
年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵周辺の緩衝帯整備 ・ 放任果樹等の撤去 ・ 狩猟免許取得促進による人材育成

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
御杖村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の取りまとめ ・ 関係機関への連絡調整に関すること ・ 自治会、住民への広報に関すること
(一社)奈良県猟友会御杖支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣の捕獲に関すること
自治会（常会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村への情報提供に関すること ・ 住民への周知に関すること
桜井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の生命の安全確保に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣のうち、食肉として利用できないものは、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状無し利用予定無し
ペットフード	現状無し利用予定無し
皮革	現状無し利用予定無し
その他 (油脂、骨董品、角製品、動物園等と体給餌、学術研究等)	現状無し利用予定無し

(2) 処理加工施設の取組

現状無し利用予定無し

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状無し利用予定無し

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	御杖村鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
御杖村	・ 計画全体の総括・協議会事務局
(一社)奈良県猟友会御杖支部	・ 有害鳥獣の捕獲
御杖村農業委員会	・ 農業者からの意見集約
御杖村区長会	・ 住民からの意見集約
御杖村森林組合	・ 林業者からの意見集約
奈良県農業共済組合中部支所 宇陀出張所	・ 農業被害情報の提供
奈良県東部農林振興事務所	・ 関連情報の提供と助言指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

○構成員 狩猟免許所持者及び住民の中から被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者及び御杖村産業建設課員
○活動内容 ・ 狩猟免許所持者による有害鳥獣の捕獲 ・ 被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携を密にする。 ・ 有害鳥獣駆除業務を依頼している(一社)奈良県猟友会御杖支部と協力し適正に対処する。 ・ 被害農家への啓発・防除方法の指導 ・ 有害鳥獣の追い払い

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

御杖村産業建設課は被害対策の相談窓口となり、奈良県東部農林振興事務所と連携し、対策の指導・啓発を行う。また、御杖村鳥獣害対策協議会は対策に必要な事業を実施する。 また、これまで設置した侵入防止柵の保守管理は地元営農組合等の受益者が、潜み場所となる耕作放棄地の除草や収穫残渣の除去などは地域住民がそれぞれ実施するものとするが、竹林の伐採などの緩衝帯整備は年に1
--

回程度、実施隊員と地域住民が協力し行うものとする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備を基本とした取組が必要であり、鳥獣被害を村民ひとりひとりの問題として捉え、地域をあげ取り組みを進める気運を醸成する。